

平成十九年政令第三百七十三号

消費生活協同組合法施行令

内閣は、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十條第三項、第十二條の第二項、第十二條の第三項、第二十八條第四項、第三十條の第三項、第三十一條の八第一項、第二項及び第三項、第四十九條第三項（同法第五十條の二第四項、第六十八條第四項、第六十八條の二第六項及び第六十八條の三第四項において準用する場合を含む）、第五十條の五、第五十一條第一項、第五十三條の四第四項、第五十三條の六第二項、第五十四條の二第二項、第七十三條並びに第九十條第一項及び第四項、同法第十二條の二第三項において準用する保険業法（平成七年法律第五十五号）第三百九條第一項第六号及び第二項並びに消費生活協同組合法第十二條の三第二項において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四條の二第四項（同法第三十四條の四第三項、第三十七條の三第二項及び第三十七條の四第二項において準用する場合を含む）、第三十四條の三第三項（同法第三十四條の四第四項において準用する場合を含む）、及び第三十七條第一項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（兼業の制限の対象となる共済事業を行う消費生活協同組合の範囲に係る基準）

第一条 共済掛金の総額に係る消費生活協同組合法（以下「法」という。）第十條第三項の政令で定める基準は、当該事業年度の前々事業年度の年間収受共済掛金総額（一事業年度において収受した共済掛金又は収受すべきことの確定した共済掛金（当該共済掛金のうちに払い戻したものの又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額）その他厚生労働省令で定められた合計額から当該事業年度において支払った解約返戻金又は支払うべきことの確定した解約返戻金の合計額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）及び前事業年度の年間収受共済掛金総額がそれぞれ十億円であることとする。

2 共済金額に係る法第十條第三項の政令で定める基準は、一の被共済者当たりの共済金額が百万円であることとする。

（共済契約の締結の代理又は媒介の業務の委託を受ける者）

第二条 法第十二條の二第一項の政令で定める者は、労働金庫（共済契約の締結の代理又は媒介

の業務を委託する組合（法第四條に規定する組合をいう。以下同じ。）が会員となつてゐるものに限る。）とする。

（共済契約の申込みの撤回等ができない場合）

第三条 法第十二條の二第三項において準用する保険業法第三百九條第一項第六号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申込者等（共済事業（法第十條第二項に規定する共済事業をいう。以下同じ。）を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は共済契約者）をいう。以下同じ。）が、共済事業を行う組合又は共済代理店（法第十二條の二第三項に規定する共済代理店をいう。以下この条において同じ。）に対し、あらかじめ日を通知してその営業所、事務所その他これらに準ずる場所（以下この号及び次号において「営業所等」という。）を訪問し、かつ、当該契約の申込みをするためのものであることを明らかにした上で、当該営業所等において当該共済契約の申込みをした場合

二 申込者等が、自ら指定した場所（共済事業を行う組合又は共済代理店の営業所等及び当該申込者等の居宅を除く。）において共済契約の申込みをするのを請求したとき  
三 申込者等が、郵便その他の厚生労働省令で定める方法により共済契約の申込みをした場合  
四 申込者等が、共済契約に係る共済掛金又はこれに相当する金銭の払込みを共済事業を行う組合又は共済代理店の預金又は貯金の口座への振込みにより行った場合（当該共済契約の相手方である共済事業を行う組合若しくは当該共済契約に係る共済募集を行った共済代理店又はこれらの役員若しくは使用人に依頼して行った場合を除く。）  
五 申込者等が、共済事業を行う組合の指定する医師による被共済者の診査をその成立の条件とする共済契約の申込みをした場合において、当該診査が終了したとき。  
六 当該共済契約が、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六條に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約であるとき。

七 当該共済契約が、金銭消費貸借契約、質貸借契約その他の契約に係る債務の履行を担保するための共済契約であるとき。

八 当該共済契約が、既に締結されている共済契約（以下この号において「既契約」という。）の更改（共済金額その他の給付の内容又は共済期間の変更に係るものに限る。）若しくは更新に係るもの又は既契約の共済金額、共済期間その他の内容の変更に係るものであるとき。

（共済契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法）

第四条 共済事業を行う組合は、法第十二條の二第三項において準用する保険業法第三百九條第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申込者等に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合は、当該申込者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による承諾を受けない旨の申出があつたときは、当該申込者等に対し、法第十二條の二第三項において準用する保険業法第三百九條第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申込者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定共済契約の相手方に対する情報通信の技術を利用する方法）

第五条 共済事業を行う組合は、法第十二條の三第二項において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四條の二第四項（準用金融商品取引法第三十四條の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する場合を含む）、第三十四條の四第三項、第三十七條の三第二項及び第三十七條の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により（以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

より電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定共済契約の相手方からの情報通信の技術を利用する方法による同意の取得の承諾等）

第六条 共済事業を行う組合は、準用金融商品取引法第三十四條の二第二項（準用金融商品取引法第三十四條の三第三項（準用金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により準用金融商品取引法第三十四條の二第二項に規定する事項を得ようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四條の二第二項に規定する事項の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定共済契約に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項）

第七条 準用金融商品取引法第三十七條第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定共済契約（法第十二條の三第一項に規定する特定共済契約をいう。次号において同じ。）に関して利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて厚生労働省令で定めるもの  
二 利用者が行う特定共済契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失（当該特定共済契約が締結されることにより利用者の支払う共済掛金の合計額が当該特定共済契約が締結されることにより当該利

損を被る）を生ずるおそれがあることとする。



第四百七十九 条第一項	第四百七十五 条第二項及 び第三項	第四百七十五 条第二項及 び第三項	準用する第二 項
第四百八十三 条第四項及 び第二項から 第四項まで	第四百七十八 条第四項及 び第二項から 第四項まで	第四百七十八 条第四項及 び第二項から 第四項まで	準用する第二 項
第四百八十五 条	第四百七十八 条第四項及 び第二項から 第四項まで	第四百七十八 条第四項及 び第二項から 第四項まで	準用する第二 項
第四百九十二 条第一項	清算人（清算人 会） 設置会社にあつて は、第四百八十九 条第七項各号に掲 げる清算人	清算人（清算人 会） 設置会社にあつて は、第四百八十九 条第七項各号に掲 げる清算人	準用する第二 項
第四百九十二 条第一項及び 第四百九十九 条第一項	第四百七十五 条各号	第四百七十五 条各号	準用する第二 項
第四百七十一 条第二号	第四百七十四 条各号	第四百七十四 条各号	準用する第二 項
第四百七十二 条第四号	第四百七十 条各号	第四百七十 条各号	準用する第二 項

2 法第七十三條の規定により組合の清算人につ  
いて会社法の規定を準用する場合におけるこれ  
らの規定に係る技術的読替は、次の表のとおり  
とする。

読み替へ読み替へられる字句読み替へられる字句 の会社法 の規定	読み替へられる字句読み替へられる字句 の会社法 の規定
第三百八十三 条第四項、第 三百五十三 条及び第三百 六十四條	第三百八十三 条第四項、第 三百五十三 条及び第三百 六十四條
第三百八十三 条第四項、第 三百五十三 条及び第三百 六十四條	第三百八十三 条第四項、第 三百五十三 条及び第三百 六十四條
第三百八十三 条第四項、第 三百五十三 条及び第三百 六十四條	第三百八十三 条第四項、第 三百五十三 条及び第三百 六十四條

第五百八清算人（清算人会設清算人  
置会社にあつては、  
第四百八十九條第七  
項各号に掲げる清算  
人）

（組合の總會又は創立總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する会社法の規定の読替え）

第二十條 法第九十條第一項の規定により組合の總會又は創立總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七條第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する場合においては、同項中「第九百三十三條第二項各号」とあるのは、「消費生活協同組合法第八十一條第二項各号」と読み替へるものとする。

（組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する会社法の規定の読替え）

第二十一條 法第九十條第四項の規定により組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七條第四項の規定を準用する場合においては、同項中「同項各号」とあるのは「同項第二号及び第三号」と、「組織変更、合併又は会社分割」とあるのは「合併」と、「第九百三十條第二項各号」とあるのは「消費生活協同組合法第八十一條第二項各号」と、「前項各号」とあるのは「前項第二号及び第三号」と読み替へるものとする。

附則抄  
（施行期日）

第一條 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第十五條及び次條の規定は、消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律（平成十九年法律第四十七號）附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日（平成十九年十二月十九日）から施行する。  
（経過措置）

第二條 前条ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十年四月十八日までの間は、第十五條第二項中「五千万円」とあるのは、「五百万円」とする。

2 平成二十年四月十九日から同年九月十八日までの間は、第十五條第二項中「五千万円」とあるのは、「二千万円」とする。

第三條 この政令の施行の日から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八號）の施行の日の前日までの間は、第二十条中「第九百三十條第二項各号」とあるのは「会社の本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」と、「消費生活協同組合法第八十一條第二項各号」とあるのは「組合（消費生活協同組合法第四條に規定する組合をいう。）の主たる事務所及び従たる事務所」と、第二十一條中「第八十一條第二項各号」とあるのは「第七十四條第二項各号」とする。

附則（平成二十二年二月二八日政令第三〇三號）抄  
（施行期日）

第一條 この政令は、改正法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。  
（罰則の適用に関する経過措置）

第五條 この政令（附則第一條第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十四年七月一九日政令第一九七號）  
この政令は、新非訟事件手続法の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。

附則（平成二十七年二月四日政令第三六號）  
この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

附則（令和二年一月二六日政令第三三二號）  
この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。